

一般廃棄物収集運搬業許可証

指令(環七)第 3 号
令和6年4月1日

住 所 広島市南区出島一丁目20番3号

氏 名 株式会社 センタークリーナー
代表取締役 大濱 尚

府中町長 佐藤 信治



令和6年2月5日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 取扱廃棄物の種類 固形状一般廃棄物
- 2 作 業 区 分 収集・運搬
- 3 区 域 府中町内
- 4 許 可 期 間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 許 可 条 件 別紙許可条件のとおり

- ・許可証は、主たる営業所内の見えやすい場所に掲示すること。
- ・作業区分について、特に記載のない場合は「積み替え・保管」を含まない。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可の申請事項を変更したときは、10日以内に町に届け出なければならない。
- ・許可証を亡失し、又は毀損したときは、町に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。
- ・許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。